平成２５年度活動方針及び事業計画

第１　活動方針

次代の北海道を担う青少年が、心身ともに健やかに成長することは道民すべての願いです。

当協会は、昭和41年の設立以来、青少年の非行を防止するとともに、青少年健全育成の環境づくりを進めるため、青少年育成道民運動を展開してきました。

しかしながら、近年、青少年の育成を取り巻く状況は、いじめや不登校、児童虐待、有害情報の氾濫と少年の被害、ニートなど若者の社会的自立の遅れ、少年による重大事件の発生など、憂慮すべき様々な問題が生じており、その背景には少子・高齢化や核家族化、高度情報化の進展、就業形態の多様化等による家庭や地域の教育力の低下など様々な要因が複雑に絡み合っております。

このため、次代を担う青少年の育成には、社会全体の責務として、行政や学校関係者を始め関係機関・団体、企業、ＮＰＯなど様々な立場からの取り組みが必要であり、また、そうした活動が相互に連携しあうことが大切です。そして、全ての道民が青少年の問題について関心を持ち、「青少年は地域から育む」という意識を持って運動に参画し、支援していくことが重要です。

平成21年に施行された青少年育成に関する初めての法律である「子ども・若者育成支援推進法」では、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援、取り組みについて、社会のあらゆる分野における構成員が相互に協力しながら一体的に取り組むことを求めています。

このようななか、当協会は、平成25年度から公益法人への移行が認定され、新たなスタートを切ることとなりました。これを契機に本道の青少年育成運動の推進を担う立場から、官民それぞれの活動との連携を一層推進し、道民の理解と協力を広く呼びかけ、青少年の育成支援のための取り組みが、全道で更に幅広く力強いものとなっていくよう取り組んでまいります。

平成25年度においては、こうした方向性のもとに、従来から進めてきた各種の事業を積極的に推進するとともに、特に次の３点を重点方針として、青少年育成運動を展開します。

重点方針

１　青少年を社会全体で育成・支援する環境づくりの推進

青少年育成・支援の理解と取り組みが全道に広がっていくよう、関係機関・関係団体との連携・協力により各種情報の発信など啓発活動の一層の充実に努めます。

２　地域の育成運動推進体制の充実

青少年育成運動推進指導員や市町村民会議などへの情報提供や研修機会の充実を図るとともに、賛助会員（育成運動サポーター）や「道民家庭の日」協賛店の拡大に努めます。

３　青少年の主体的な社会参加・体験活動の促進

北海道青少年基金の活用により、道内各地の社会参加や体験活動の取組を支援するとともに、青年活動リーダーの養成に努めます。

第２　事業計画

１　青少年育成住民運動の促進

運動を効果的に推進するため、全道に青少年育成運動推進指導員を配置するとともに、地域関係者と合同会議を開催するなどして、住民の理解を深め、地域ぐるみの運動を促進する。

(1)　北海道青少年育成運動推進指導員の配置

全道各市町村や総合振興局等に計２３８名を配置し、住民に対する呼びかけや地域の団体の活動の連携を促進する。

(2)　青少年育成地域合同会議の開催（道との共催事業）

ア　開催期日　平成２５年５月中旬～６月下旬

イ　開催場所　総合振興局・振興局単位（１４会場）

ウ　対象者　　青少年育成運動推進指導員、青少年育成市町村民会議関係者、市町村青少年行政担当者

(3)　市町村民会議等との連携強化

地域における運動の中核である青少年育成市町村民会議(平成２４年度 現在６９市町村設置）の結成促進に努めるとともに、市町村民会議や地域の各種団体と会議の開催等を通じて連携を強化し、運動の活性化を図る。

２　青少年を育成・支援する環境づくりの推進

各種啓発活動を通じ青少年問題についての人々の理解を深め、青少年の健全な育成について、社会全体が取り組む環境づくりを進める。

(1)　北海道青少年育成大会の開催

青少年育成関係者が一堂に会し、青少年健全育成功労者等の表彰を行うとともに、青少年を取り巻く諸問題について認識を深めるため、基調講演を行うほか、少年の主張全道大会を併せて開催する。

ア　開催時期　平成２５年９月５日（木）

イ　開催場所　札幌市　かでる２・７（道民活動センター）

ウ　参集範囲　青少年育成関係者など　約５００名

エ　主な内容　青少年健全育成功労者等の表彰、基調講演、少年の主張全道大会など

(2)　青少年育成運動活性化研究協議会の開催

青少年育成運動推進指導員のほか、道内各地における関係者やボランティアを対象として、運動の現状や課題、今後の進め方についての共通理解や知識を深め、地域における住民運動の活性化を図る。

ア　開催時期　平成２５年１０月２８日（月）

イ　開催場所　札幌市　かでる２・７（道民活動センター）

ウ　参集範囲　青少年育成運動推進指導員、青少年育成市町村民会議役員、地区青少年育成委員など　約３００名

エ　主な内容　基調講演、活動事例等発表、分科会協議など

(3)　青少年問題を考える地域懇話会の開催

青少年問題についての有識者と地域の活動指導者等による懇話会を開催し、日常の活動

の推進に資する。

ア　共　　催　青少年育成市町村民会議

イ　開催時期　未定

ウ　開催場所　未定（道内２市町村）

(4)　青少年育成関係団体懇談会の開催

道内における青少年育成関係団体が参集し、相互の活動の連携協力や青少年の健全育成運動の効果的な促進について、意見交換や協議を行う。

(5)　明るい家庭づくり道民運動の推進

平成１２年度に制定した「道民家庭の日」（毎月第３日曜日）について、青少年育成運動推進指導員や関係機関・団体と一体となって普及を図る。

（運動推進市町村　１４８市町村（平成２４年度現在））

ア　広報啓発資材の作成配付、ホームページの開設

イ　市町村に対する広報紙等への掲載要請等

ウ　青少年育成運動推進指導員による各種会合等での普及啓発等

エ　家族ふれあい優待制度の普及（協賛店（平成２４年度末現在２８０店）の拡充等）

オ　「道民家庭の日」絵画コンクールの実施及び入賞作品展(道庁・総合振興局等)の開催

カ　道等との協力による「道民家庭の日」街頭啓発の実施

（７月～１１月　場所：ＪＲ札幌駅西口コンコース）

(6)　「北海道青少年のための２００冊」の選定推奨

青少年のための優良図書の普及のため、関係団体の協力を得て「北海道青少年のための２００冊」を選定し、目録や啓発ポスターを作成して幼稚園や小中学校、高校など関係方面に配付するとともに、各種読書感想文コンクールや展示会に協力する。

(7)　「大人が変われば、子どもも変わる」運動の推進

青少年問題は、親・大人・社会のあり様が反映したものであり、青少年育成に対する親・大人・社会の意識啓発の促進が重要であることから、啓発資料の配付や他事業と連動させ、運動を推進する。

(8)　青少年を非行・被害から守る環境づくりの推進

ア　関係団体と協力した街頭啓発活動の実施

（７月の「青少年の非行・被害防止問題に取り組む全国強調月間」、「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」と連動し実施）

イ　麻薬覚せい剤乱用防止キャンペーンビデオ「ＤＲＵＧ」の貸出

ウ　未成年者の飲酒・喫煙防止活動の促進（各種会議での協議等）

エ　有害情報から青少年を守る活動の推進

北海道や学校関係者、情報通信企業等により構成する北海道青少年有害情報対策実行委員会の一員として、インターネットや携帯電話による有害情報から青少年を守るため、各種啓発活動を進める。

３　青少年の社会参加の促進

青少年が自立した健全な社会人として成長することを促進するため、青少年の社会参加活

動を促進するとともに、地域活動の裾野を拡げるため、地域青年リーダーの養成に取り組む。

(1)　青少年の社会参加等への支援（北海道青少年基金事業）

青少年の社会参加・ボランティア活動、体験活動を育成助長するため、青少年基金の運用益を活用し、助成事業を行うとともに、顕彰を行う。

また、基金については、引き続き企業、団体等に対し募金の協力要請を行うほか、各種大会等における募金活動や成人記念募金の実施など基金の拡充に努めるとともに、的確な運用を図る。

ア　助成事業

青少年団体・グループ及び青少年育成団体等が行う仲間づくり・奉仕活動・文化活動・国際交流事業などの社会参加・体験活動等に対して、助成金を交付する。

（平成２５年度予定　４０団体）

イ　顕彰事業

他の範となる優良青少年、団体を顕彰する。

（平成２５年度予定　優良団体２団体）

(2)　北海道青年活動元気づくりプロジェクト事業の推進

青年が、地域活動の実践を通じ、自らの能力の開発・向上と仲間づくりを進めることを支援し、地域の中核的人材や担い手として成長することを促進するため「元気づくりプロジェクト」が実施する次の活動に助成する。

ア　地域の安全・安心を高める活動

イ　子どもの体験活動を広げる活動

ウ　障害者、高齢者などの生活支援を進める活動

エ　地場産品や地域資源の活用などによる産業おこしを進める活動

オ　その他

(3)　青年活動リーダー養成講座の開催

地域の青年活動におけるリーダーの養成は、地域活動や青少年育成運動の活性化に重要であることから、道等の関係機関などと連携し、他地域の若者が交流し、コミュニケーション能力や企画力などを養うための講座を開催する。（平成２５年度予定　道東・道央地域対象　２回開催）

４　広報啓発活動の推進

青少年育成運動に対する理解と関心を高めるため、機関誌、ポスター、リーフレット等各種資料の作成配付やホームページを活用した広報活動、さらには講師の派遣を行う。

(1)　各種資料

・機関誌「育む」の発行　（年２回）

・明るい家庭づくり啓発カレンダー、青少年健全育成に係る各種リーフレット等の作成

・ホームページを活用した広報の実施

(2) 講師の派遣

各総合振興局等、市町村、育成団体が開催する各種集会等に講師を派遣（斡旋）する。

５　国や中央団体等との連携

(1)　国及び中央団体との連携による関連事業の推進

内閣府主催の青少年育成のための中央研修会や北海道・東北ブロック研修会に青少年育成運動推進指導員等を参加させるとともに、独立行政法人国立青少年教育振興機構との連携により「少年の主張全道大会」を開催する。

また、当協会も参加する「全国青少年育成県民会議連合会」において、他県民会議との情報交換や連携協力を図りながら、青少年の健全育成のための活動を推進する。

(2)　事務局業務の受託

北海道児童館連絡協議会の事務局業務を受託する。

６　法人運営の的確な推進

(1)　賛助会員の確保

北海道からの補助金が減額されつつある中で、公益法人としての的確な法人運営を確保し、長期的に安定した青少年育成運動を進めるためには、自主財源の確保が不可欠である。引き続き各種の機会を捉え、個人・企業・団体を含めた賛助会員の募集に努める。

(2)　諸会議の開催

理事会（年２回）、評議員会（年１回）、基金管理運営委員会（年２回）